次世代林業機械導入支援事業実施要領

令和８年３月 18 日林第 998 号制定

次世代林業機械導入支援事業（以下、「本事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年２月 12 日新潟県規則第７号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第１　事業目的

本事業は、林業事業体の共同利用に供する、従来の高性能林業機械と比べて高い生産性や効率性等を有する機械（以下、「次世代林業機械」という。）の整備を支援することで、林業事業体の生産性向上や事業収益の増を図り、林業従事者の待遇を改善する。

また、次世代林業機械の共同利用を通じ、複数の森林組合による効率的な施業体制の構築を図り、森林組合の合併や事業連携を促進する。

第２　事業実施主体

新潟県林業労働力確保支援センター（公益社団法人新潟県農林公社）（以下、「支援センター」という。）

第３　事業計画の作成等

１　事業計画の申請

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、様式１号により事業計画を作成し、知事に申請するものとする。

２　事業計画の承認

知事は、提出された事業計画の内容が適当と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

３　事業計画の変更

上記２の規定により承認された事業計画の内容を著しく変更する場合は、様式２号を知事へ提出するものとし、その承認手続きは同項の規定に準ずるものとする。

なお、著しい変更とは、交付要綱別表の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合とする。

第４　事業の実施

１　交付決定前着手届

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により交付決定前に着手しようとする場合は、様式３号を知事に提出するものとする。

２　事業着手届

事業に着手した時は、様式４号を知事へ提出するものとする。

３　事業完了報告

事業が完了したときは、その日から起算して７日以内に様式５号を知事へ提出するものとする。

４　検査

知事は、上記３の提出があったときは、事業の履行を検査するものとする。

なお、検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和 48 年 11 月 20 日新潟県告示第 1591 号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和 53 年 10 月 13 日林第 1310 号）に基づき行うものとする。

第５　貸付状況等の報告

１　事業実施主体は、整備した次世代林業機械の貸付状況等について調査し、様式６号により調査年度の翌年度の５月末日までに知事に報告しなければならない。

２　調査期間は事業完了年度の翌年度から起算して３年間とする。

第６　施設の管理等

１　事業実施主体は、本事業により整備した次世代林業機械について、善良な管理を行うものとする。

２　事業実施主体は、本事業によって整備した次世代林業機械について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年４月１日大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては農林水産大臣が別に定める期間内に廃止や他用途への転用等を行おうとするときは、事前に様式７号を知事に提出し、承認を得るものとする。

３　事業実施主体は、本事業によって整備した次世代林業機械が天災その他の災害を受けたときは、速やかに様式８号を知事に提出するものとする。

第７　事業の推進体制

１　知事は、事業の実施について、事業実施主体の指導・支援に当たるものとする。

２　知事は、事業実施後においても事業実施主体に対して、事業成果等について資料の提出を求めることができるものとする。

３　事業実施主体は、第１の事業目的の達成に努め、本事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

附則

この要領は、令和８年３月 18 日から施行する。